	理事会開催時の進行手順	進行者	根拠規定	
1	開会に先立つ定足数の確認			(決議) 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
2	理事会開催時の会長挨拶誘導		慣例的に事務局次長が行っている。	
3	会長挨拶	会長	慣例で行っている	
4	議長の選任	事務局次長	(構成) 第34条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 3 議長選任については第18条第1項を準用する。 (議長) 第18条 総会の議長は、会長又は会長が指名する理事がこれに当たる。会長が欠けたとき、会長に事故があるとき又は会長が海外出張等で不在のときは、事前に会長より指名された理事がこれに当たる。 2 前項の規定によっても議長が定まらないときは、総会において正会員の中から選出する。	
5	議事録作成人		慣例により、議長が理事の中から任意に指名している。 指名された理事の承諾により、議事録作成人が決定している。	(議事録) 第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
6	議事録署名人	(議事録) 第38条 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。		D議事録に記名押印する。